

山梨県スタートアップ支援サイト構築業務
委託仕様書

山梨県産業労働部

成長産業推進課

令和4年8月

1 委託業務名

山梨県スタートアップ支援サイト構築業務

2 背景と目的

新たな事業領域を開拓し成長を遂げていくスタートアップには、本県経済の発展のみならず地域全体を活性化する強力なパワーがあり、本県が目指す「高付加価値化」や「ハイクオリティ」のイメージを増幅させる上で最良のパートナーになり得るものである。

他自治体におけるスタートアップ企業の創出に向けた支援の取り組みは、強化される状況であり、本県においても同様に支援機関の体制再構築、スタートアップ企業を目指す起業家に向けた支援情報の発信、起業準備や事業化に係るサポートなど関連施策の強化・充実を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、スタートアップに対する充実した支援策と本県の特徴を広く情報発信する山梨県スタートアップ支援サイト（以下「本サイト」という。）を構築することにより、有望なスタートアップの誘致及び創出並びに育成を図る。

本仕様書は、山梨県スタートアップ支援サイト構築業務（以下「本業務」という。）について必要な仕様を定めるものである。

3 本業務の概要

(1) 本サイトの構築・開設に係る企画提案

「2 背景と目的」に記載する目的の達成に向けた本サイトの構築の方向性及びサイト開設により期待される効果等を検討するために、山梨県と協議を行うとともに、当該協議結果に基づき、山梨県に対して本サイトの構築・開設に係る企画提案を行う。

(2) 本サイトの設計及びデザイン、ページの作成

(1)の企画提案の内容を踏まえて、サイト構築に係る設計（稼働に必要となる機器の構成を含む）を行うとともに、トップページ（第1階層）や下層ページ（第2階層以下）等について、デザイン及びページの作成を行う。また、デザインについては、スマートフォンやタブレット端末による本サイトの閲覧時に、それぞれのウインドウ幅に合わせた見やすく最適なサイト表示となるよう自動的に切り替わる仕組み（レスポンシブデザイン）を導入する。

(3) 本サイトの稼働環境の構築

(2)のサイト構築に係る設計に基づき、本サイトの稼働に必要となるサーバ等の構成機器の調達を行い、当該機器により稼働環境を構築する。また、本サイト上のコンテンツ管理を山梨県（産業労働部成長産業推進課）及び各団体ユーザにおいて行えるようにCMSを導入する。

(4) 本サイトの動作検証及び公開作業

主要なブラウザ別に本サイトの動作検証を行うとともに、完成したサイトの公開に

必要となる作業を行う。

(5) 各種マニュアルの作成

本サイトの管理・運用に係る手順を示した各種マニュアルを作成する。

(6) 本サイトの運用・保守業務の設計

(7) サイト名（略称）・ロゴ・バナーの企画・制作

本県におけるスタートアップ支援のイメージを連想させるサイト名（略称）を提案する。また、本サイトのイメージを表すロゴ・バナーを制作する。複数のデザイン案を示す。

(8) その他の付帯作業

(1) から (7) の作業等に必要となる付帯作業及び本サイトの管理・運用に関連するその他の作業を行う。

4 担当部署・納品場所

郵便番号 400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階
山梨県 産業労働部 成長産業推進課 電話番号 055-223-1544

5 業務スケジュール

(1) 委託期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日

ア 本サイトの構築作業期間

契約日から令和5年2月28日まで。

支援サイト自体の設定、構築は令和5年2月13日（月）までに行うこと。その後、受注者及び山梨県にて必要な情報の入力を行う。入力を行う際は、山梨県からの操作に関する質問の対応に加え、写真の表示サイズ、テキストのフォントサイズ、表示位置等の要望に対応すること。

イ 運用開始日（サイト公開日）

令和5年3月1日から。

ウ 保守

令和5年3月1日から令和5年3月31日まで。

(2) スケジュール

詳細なスケジュールについては、山梨県と受託者との間で協議の上、決定することとするが、概略は仕様書別紙1「概略スケジュール」のとおりとする。

6 支払条件

委託料は、本業務の完了の後、所要の手続きの上、本業務にかかる全ての委託料を支払うものとする。

7 構築の対象ウェブサイト

(1) サイトの名称及び URL

〔名称〕 山梨県スタートアップ支援サイト

〔URL〕 `https://startup.yamanashi.jp` (想定)

(2) 使用言語

日本語

8 構築の基本方針

- (1) 支援サイトに掲載されるデータの登録及びコンテンツの制作を、山梨県及び各団体ユーザが実施可能なCMSを導入すること。
- (2) CMSで簡易に図・表、写真、動画等の登録が可能なこと。
- (3) 山梨県が提示する別添「ワイヤーフレーム」等を参考とし、トップページ、各階層のページの構築を行うこと。また、山梨県がコンテンツ登録を行うために必要なテンプレートを作成し、山梨県へ提供すること。
- (4) 山梨県が新たなページを追加可能であり、追加したページをメニューに反映する仕組みを用意すること。
- (5) 支援サイトの利用率を向上させるサイトデザインとすること。
- (6) デバイスの画面サイズに応じて表示を最適化するレスポンシブデザインに対応すること。
- (7) 山梨県の情報セキュリティポリシー及び独立行政法人情報処理推進機構が公表している情報セキュリティ対策等を遵守すること。アクセシビリティについては総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(最新版)に準拠すること。

9 本業務に係る要件等

9. 1 作業要件

- (1) 業務実施体制、業務スケジュール等を含めた業務計画を策定し、業務計画書として作成すること。また、業務計画書は、契約後14日以内に山梨県に提出し、承認を得ること。
- (2) 作業全体について進捗管理を実施し、山梨県に対し進捗状況を定期的に報告すること。
- (3) 進捗管理の実施方法については、山梨県の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項で、新たに対応が必要となった作業については、山梨県と協議の上、実施すること。なお、本業務に係る全ての経費は、受託者の負担とする。
- (5) 山梨県が所有若しくは用意する機器について、利用が必要な場合は、理由と使用方法について書面にて申し出ること。山梨県において内容が妥当であると判断した場合に

は使用を許可する。使用の際には事前に山梨県と十分調整を行うこと。

- (6) 山梨県が保有する環境の確認方法については、事前に山梨県と十分調整すること。なお、確認には、他システムとの連携があれば、その部分も含まれる。
- (7) ネットワーク及びクライアントについても、既存の設備を利用すること。なお、山梨県及びネットワーク業者等との調整、調整時に必要となる資料作成は本業務の範囲とする。
- (8) 受託者が保有する環境などの外部の環境と山梨県が保有する環境の間はネットワークにて直接の接続はできない。
- (9) 山梨県が保有する環境において、動作試験を行う前に、受託者が保有する環境にて十分に稼動確認をしておくこと。また、動作試験に当たって必要なデータは、原則として受託者で用意すること。ただし、山梨県にて用意する必要がある場合は、山梨県と協議の上、データの提供、作成、保管、破棄方法について決定し、対応すること。

9. 2 本業務に係る作業実施体制

- (1) 本業務に当たって、業務全体を統括する責任者を配置すること。また、業務を円滑に進めるために必要な作業体制を整えること。
- (2) 業務全体を統括する責任者は、業務遂行に必要な知識（技術的要素を含む）及びプロジェクト管理に係る知識・経験を有する者とする。
- (3) 本業務に当たっては、事前に山梨県担当者と十分な調整・検討を行うこと。また、定期的に全体打合せを行い、業務の経過及び進捗状況を、山梨県に報告すること。なお、打合せの内容については、毎回、議事録を作成し、終了後に速やかに提出すること。

9. 3 作業場所に係る要件

受託者は、本業務の実施に当たって山梨県庁及び県施設内を使用する場合は、山梨県と協議の上、山梨県が規定する必要な手続きを実施し、承認を得ること。

9. 4 本サイトの構築・開設に係る提案

- (1) 「2 背景と目的」に記載した目的を達成するために必要となるサイトの構築の方向性及びサイト開設により期待される効果等を具体的に検討するため、山梨県との協議（打合せ）を行うこと。
- (2) (1) に示す協議結果を基にして、サイト構築の方向性及び内容（コンセプト）、並びに開設により期待される効果を内容とする企画書を作成の上、完成後速やかに山梨県に提出し、承認を得ること。企画書の内容については、原則として次に示す観点を踏まえて考えるとともに、それらの観点以外にも本サイト構築・開設の目的を達成するために必要と考える観点がある場合には、追加した上で企画提案を行うこと。
ア スタートアップ企業を志す起業家に対して、総合的な支援情報を発信するにふさ

わしいWebサイトの構成、デザイン、コンテンツを内容とする。

- イ サイト利用者の視点に立ち、必要とする情報にスムーズにアクセスすることが可能であり、かつ、掲載情報の内容が理解しやすいものであるなど、サイト利用者の利便性を重視する。
- ウ 高齢者や障害者も含めて全てのサイト利用者にとって使いやすいものとなるようにウェブアクセシビリティに配慮する。
- エ 山梨県（産業労働部成長産業推進課）及び各団体ユーザにおいて、サイトのコンテンツに係る新規作成、更新、削除など適切な管理業務ができるようにし、サイト利用者に対して適時的確な情報発信を行うことを可能とする。
- オ 掲載内容等の改ざん、サイトとサイト利用者（クライアント端末）間における通信内容の盗聴、サイトのなりすまし、管理・保有情報の漏えいなどの情報セキュリティリスクに対応できる高い安全性を確保する。

9. 5 本サイトの設計及びデザイン、ページの作成

(1) サイトの設計について

- ア 9. 4に示す提案を踏まえて、本サイトの設計を行うこと。
- イ 本サイトに係るハードウェア（サーバ、ネットワーク機器等）の構成、ネットワークの構成、サイトマップ、ディレクトリマップ、サイト保有機能（画面遷移図、データベースの構造）等を内容とするWebサイト設計書を作成して、山梨県へ提出の上、承認を得ること。
 - ※ Webサイト設計書は、以下の内容を含むこと。
 - ① サーバー、プログラミング言語、CMS等の選定と、その理由
 - ② 山梨県が提示するワイヤーフレーム等に対する改善案
 - ③ 色（メイン、アクセント）や雰囲気（トーン&マナー）の提案
 - ④ 複数のトップページデザイン案
 - ⑤ その他、支援サイトの改修等を行う際に必要な情報

(2) デザインの作成について

- ア 本サイトの次に示す各ページについて、それぞれのデザイン案を作成の上、山梨県に提示すること。なお、デザイン案の数については、各ページにつき複数案を提示すること。
 - ・ トップページ（第1階層）
 - ・ 中間ページ（第2階層）及び末端ページ（第3階層以下）
 - ・ スマートフォン用ページ
- イ 中間ページ及び末端ページ、スマートフォン用ページのデザインについては、トップページのデザイン（配色、レイアウト、装飾等）との調和がとれたものとし、Webサイト全体のデザインに係るバランスや統一感を考慮したものとする。
- ウ 各ページの最終的なデザインについては、山梨県と協議の上、決定すること。

(3) ページの作成について

ア 決定されたデザインにより各ページを作成すること。詳細については山梨県と議の上、決定すること。

9. 6 機能要件

本支援サイトを構築する上で、機能に関する事項は次のとおりである。なお、以下にあるサイト運営者とは、山梨県（運営委託業者を含む）とする。

(1) 利用環境

本サイトは、パソコンの利用者のみならず、スマートフォンやタブレットの利用者等、様々な属性の利用者に広く利用されることを想定していることから、本サイトが対応するブラウザの範囲については、次のものを基本として、企画の中で想定する利用者層に合わせて適切な範囲を設定すること。

ア スマートフォン

- ①Android 9以上のプリインストールブラウザ
- ②iOS 14以上のプリインストールブラウザ

イ パソコン・タブレット

- ①Microsoft Edge最新版
- ②Firefox最新版
- ③Google Chrome最新版
- ④Safari最新版

(2) 支援サイトの内容

(2) - 1 支援サイトの階層構成は現時点では、別添「ワイヤーフレーム」のとおりであり、トップページには県のスタートアップ支援の考え方やトピックス一覧を掲載できるようにし、第2階層は6つの主要コンテンツで構成することとしている。

ア トップページ

本県のスタートアップ支援について、効果的にPRするためのコンテンツ。主に以下の内容で構成する。

①本県の強みをPRする画像

本県の強みをPRする画像や本事業を紹介する画像などの複数枚の画像をスライド表示する機能を想定している。山梨県がCMSから画像の追加・削除が可能であること。

②スタートアップ支援のための本県の支援策および支援体制の紹介

「サポートメニュー」と「支援体制」のメニュー項目一覧を掲載する。写真や画像を使用する等、視覚的に把握しやすくすること。

③お知らせやイベントなどの新着情報の紹介

「News」の新着情報を掲載する。「お知らせ」と「イベント」の区別がつかないように表示を工夫すること。掲載件数については、山梨県と協議の上、検討すること。

④facebookの埋め込み

本事業のfacebookページを作成し、埋め込み表示をする。現時点ではfacebookを検討しているが、他SNS活用の提案があれば、山梨県と協議の上、検討すること。

⑤トピックス一覧（支援団体からの情報発信）

募集期間中の補助金・支援金を掲載する。画像を用いる等、視覚的に把握しやすくすること。山梨県がCMSから追加・削除が可能であること。

⑥支援機関の紹介

本事業の支援団体・機関などへのリンクをバナー形式などで表示する。

イ その他のページ

①「本県の優位性」の紹介ページ

本県の産業において、優位性ある分野についての情報発信を行うコンテンツ。対外的にPRできるようデザイン性を重視したページとし、サイトの閲覧者に対して、わかりやすく発信できるようにすること。

②「サポートメニュー」の紹介ページ

県が実施しているスタートアップ支援の取組について紹介する。

③「支援体制」の紹介ページ

スタートアップ企業を支援する組織を紹介する。想定している団体は、起業支援を目的とする民間団体、市町村、金融機関などから20団体程度を想定している。

④「これから起業される方へ」の紹介ページ

県や支援機関が実施している、これから起業を考えている方向けの事業を紹介する。

⑤「News」の紹介ページ

県以外の団体の担当者等がCMSにより更新できることとする。更新が図られるよう、入力フォーマットはシンプルなものとし、お知らせとイベントの区分はチェックボックス等を用いる。県でも修正や非表示の操作ができるようにする。

⑥「ご相談・お問い合わせ」ページ

氏名、社名、役職、電話番号、メールアドレス、住所、問い合わせ項目、問い合わせ内容等を入力するメールフォームを作成する。

(2) - 2 トップページと各階層のページ制作

ア トップページ（第1階層）

山梨県が提示する別添「ワイヤーフレーム」等を参考にしてページを制作すること。トップページの大まかな構成は「表 トップページ構成」のとおり。

■表 トップページ構成

上段	検索バー、SNSアイコン
	グローバルメニュー ・「ホーム」 ・「本県の優位性」 ・「サポートメニュー」 ・「支援体制」 ・「これから起業される方へ」 ・「ご相談・お問い合わせ」
	トップイメージ（ページの装飾を目的とした画像、素材など） ※本県のスタートアップ支援策や支援体制などを掲載 ※お知らせやイベント募集など新着情報のリンクも掲載
	「facebookの埋め込み」
下段	フッター ・問い合わせメールフォームへのリンク

①グローバルメニュー

支援サイトを構成するページ数に応じ、適したメニュー方式を採用すること。レスポンス対応時は、ハンバーガーメニューで表示すること。

②フッター

山梨県 HP (<https://www.yamanashi.lg.jp/>) のリンクやサイトポリシーと共に、山梨県ロゴマークを表示すること。山梨県ロゴマークは山梨県が画像を提供する。

そのほか「問い合わせメールフォーム」のリンクを設ける

イ 第2階層以降

第2階層以降は、「本県の優位性」、「サポートメニュー」、「支援体制」、「これから起業される方へ」、「News」、「ご相談・お問い合わせ」が表示されるページとする。山梨県が提示する別添「ワイヤーフレーム」等を参考にして、山梨県と協議のうえ、ページを作成すること。

(2) - 3 CMS

以下の要件を満たすCMSを導入すること。なお、受注者が提供していないCMSを導入する場合は、受注者が調達のうち山梨県に提供すること。

- ア ウェブサイトの構築又は改修の実績を有する製品であること（過去3年度以内に、国又は地方自治体が管理するウェブサイトにおいて採用実績があること）
また、仕様を満たすために別途導入を予定するシステム等がある場合には、上記に含めないが運用実績（過去3年以上）があるものを使用すること。
- イ 生成されるページについては、HTML5以上の規格に準拠し、Web標準に考慮した文書構造をもつこと。
- ウ UTF-8の文字コードに対応すること。
- エ 「Adobe Flash」を使用しないこと。
- オ 運用後の機能追加などが可能であり、拡張性が高いCMSであること。
- カ 支援事業・制度などのページ、各種トピックの登録と作成を山梨県（Microsoft Edgeを使用）が実施可能であること。Newsのトピックの更新と作成を各団体ユーザ（Microsoft Edge、Safariを使用）が実行可能であること。新たに山梨県および各団体担当者のパソコンに特別なアプリケーションなどをインストールする必要がないこと。
- キ CMS用アカウントは、山梨県（管理者）、各団体ユーザ（News更新用）と権限の異なる複数アカウントを発行できること

（2）-4 登録フォーマット、テンプレートの製作

NEWSリンクを登録するためのフォーマットを作成すること。登録フォーマットの項目は、山梨県と協議のうち入力項目を設定すること。

（3）アクセス解析情報提供機能

山梨県がGoogleアナリティクスなどアクセス解析ツールを用いて、スタートアップ支援サイトへどのような利用者からどのようなアクセスがあったのかなどを詳細かつ多角的に分析できること。

（4）アカウント管理・ユーザ認証・アクセス管理機能

管理者向けの機能について、次のとおり、アカウントを管理し、各団体ユーザを特定して、不正アクセスを防止しつつ、情報システム機能の利用権限を制御することができること。

- ア ID・パスワードなどの認証要素を登録・更新することができること。
- イ 認証要素の突合による本サイトへログイン認証ができること。
- ウ 利用者ごとに機能レベル、データレベルの利用権限を制御することができること。なお、各団体の認証については、山梨県が指定するIPアドレスによりIP

フィルタリング設定を行う（IPアドレスが不可なら2要素認証とする）ほか、Basic認証も可能とすること。

（5）アクセシビリティに関する事項

ア アクセシビリティ要件

- ①総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン2016年版」を参考に、アクセシビリティを確保すること。
- ②特定のブラウザやバージョンに可能な限り依存せず、スマートフォン、タブレット、PCなどの環境に可能な限り影響されない、レスポンシブデザインとすること。

イ SEO対策

Google、Yahoo等、主たる検索サイトで検索されやすくするため、schema.orgの仕様通り（特に、Occupation、JobPosting）にHTMLにマークアップすること。

そのほか主たる検索サイトで「スタートアップ」の検索ワードにて検索結果上位に表示されるよう、県と協議の上必要な対策を講じること。

（6）拡張性に関する事項

必要に応じて機能・性能の拡張が可能であるように柔軟性を持った設計・開発方針とすること。

（7）稼働環境に関する事項

ア ウェブサイト運営用サーバの調達及び設定

- ① 調達したサーバ上に本ウェブサイトを構築すること。
- ② 調達したサーバの機器設定、ネットワーク及び回線の接続設定等を行うこと。
- ③ 動作確認を実施すること。
- ④ サーバの調達方式はクラウドサービス（VPS等）の利用とし、日本国内に立地し、日本国内法が適用されるデータセンターにあること。
- ⑤ ウィルス対策ソフトウェアをサーバに導入し、リアルタイム検索を実施すること。
- ⑥ ウェブサイトは常時SSL（TLS）対応とし、第三者機関が発行した電子証明書を取得すること。当該電子証明書を用いて通信の暗号化及びウェブサイトの正当性を保証すること。
- ⑦ 上記のほか、本業務で取り扱う情報の性格を理解し、当該情報の保護に必要なセキュリティ対策を講じること。また、その内容について契約締結後に山

梨県に説明するとともに、不十分と判断された場合には対策の強化等措置を講じること。

- ⑧ 調達機器等一覧を作成し、業務完了時に提出すること。
- ⑨ ライセンス証を取得時に提出すること。
- ⑩ 山梨県の名前でライセンスの取得にあたっては、製造元の使用許諾条件等を遵守すること。また、使用許諾条件等を山梨県に説明すること。

イ WAFの使用

ウェブサイトはWAFを介した接続とすること。

- ① 山梨県が保有するWAFを利用すること。
- ② 本ウェブサイトと一体となって動作するものを本業務の中で用意（サービス利用型）すること。また、WAFを介してウェブサイトを公開するためのウェブサーバは、次の要件を全て満たすものであること。（CMSサーバの場合は、別途、山梨県と協議を行うこと）

○サーバ環境

- ・本委託業務専用の物理又は仮想サーバであること。
- ・当該サーバ専用のグローバルIPアドレス（固定アドレス）を適用すること。

○名前解決（正引き、逆引き）

- ・ウェブサイト専用のホスト名（FQDN）を取得し、設定すること。
- ・適用するグローバルIPアドレスからホスト名（FQDN）を解決できること。

○その他

- ・サーバへのアクセス記録が取得できること（XFF（X-Forwarded-For）のログの取得を想定）。
- ・当該アクセスログをテキスト形式ファイルにて提供可能なこと。

9.7 サービスレベル（SLA）

本業務に係るSLAについては、次のとおりとする。

	項目	サービスの内容	備考
1	サービス時間	管理業務 8：30～24：00 Web公開 24時間365日	
2	システム稼働率	99.5%以上	計画停止を除く
3	システム停止回数	3回以内／年	計画停止も含む

4	システム回復時間	4時間以内	障害時の復旧時間
5	問合せ回答時間	翌営業日まで	一次回答を含む

ただし、以下に示す受託者の責任に属さない事象に起因する正常稼働要件の未達事象の発生やサービス停止時間は、正常稼働の算定に含めない。

- ・ 受託者の責に属さない、ハードウェア、通信回線、ソフトウェア等の障害による不稼働時間
- ・ 自然災害や近隣火災からの延焼による被災など

9. 8 保守に関する事項

受託者は、以下を踏まえ、運用開始までに、運用・保守作業計画書を作成し、山梨県の承認を受けること。受託者はこれに基づき運用・保守を行うと。

- (1) 令和5年3月31日までのウェブサイト（サーバ等含む）の運用保守に係る下記に定める一切の業務は本業務に含まれることとする。なお、保守対応としては、平日8：30から17：15まで（祝祭日及び年末年始等を除く）とする。ただし、緊急時の場合においては別途県と協議することとする。

(2) 障害対応

障害対応とは、故障・仕様に反する挙動を起こす等の障害（バグ）に対応することを指す。

- ① 障害の切り分け、障害状況の収集・分析及び報告
- ② サービスが停止している場合の復旧作業
- ③ 障害箇所の修理・調整及び報告、修理後の動作確認作業
- ④ 必要に応じた再インストール・調整作業

(3) 運用保守

- ① サーバで利用するソフトウェアの更新プログラムやバージョンアップの適用及び、サービスパックやSRP（セキュリティロールパッケージ）等への対応（随時）
- ② ウェブサイトデータの定期バックアップ（毎月2回想定）
- ③ ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新
- ④ 毎月1回報告書の提出（大きな障害等が発生した場合は、その都度報告書を提出）
- ⑤ 障害復旧後、バックアップ媒体等からの復旧作業
- ⑥ その他、正常稼働のための必要な作業

10 成果物

10. 1 納入物及び納期限

受託者は、次の納入物を納期限までに納品すること。

No.	名称	媒体・部数	納期限	備考
1	業務計画書	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	契約後 14 日以内に提出し、承認を得ること。
2	企画書	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	サイトの設計及びデザイン、ページの作成作業開始前までに提出して、承認を得ること。
3	web サイト設計書	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	設計作業終了後、速やかに提出して、承認を得ること。
4	操作運用マニュアル(山梨県・各団体ユーザ) ※1	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	
5	運用・保守作業計画書	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	
6	打ち合わせ議事録等	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	委託期間中の別に定める期限	
7	業務完了報告書	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	
8	調達機器一覧	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	
9	その他本業務で発生した資料及びデータ(ライセンス証など)	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	

※1 山梨県がページの制作、支援事業・制度の登録、各種トピックの登録、管理のためのアカウント追加、パスワード変更等の操作に必要な「マニュアル」を作成すること。また、団体ユーザ向けの「News」記事の作成方法を明記したマニュアルも合わせて作成すること。「マニュアル」は、HTML等の知識を有しない操作者でも理解できるように作成することとし、必要な用語解説等も記載し、県の承認を得ること。

10. 2 作成上の注意

- (1) 納入物の作成など納品に係る工数及び必要な資材はすべて受託者が負担すること。
- (2) 納入物は日本語で作成すること。また、製本は日本産業規格A4版を原則とし、目次及びインデックスを付してチューブファイル等にまとめて納品すること。ただし、図表については、必要に応じてA3版縦書き・横書きを使用することができる。
- (3) 媒体・部数」欄の電子とは、電子データをCD等の媒体で提出することを指す。なお、電子データは、原則としてMicrosoft Office 2016 (Word、Excel、PowerPoint) で参照及び編集できる形式とすること。

10. 3 検収方法

- (1) 納入物の確認及び内容審査をもって検収とする。
- (2) 納入物の確認及び内容審査時に修正、追記等を求められた箇所については、速やかに修正し提出すること。

11 その他

11. 1 情報セキュリティ要件

- (1) 受託者は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティの確保について、契約書別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、山梨県が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設

等を利用する際、山梨県情報セキュリティ基本方針等を遵守し、万全のセキュリティ対策を実施すること。

- (3) 受託者は、万が一セキュリティ事故が発生した場合、山梨県の指示に基づき、原因の分析及び再発防止策を作成し山梨県の承諾を得た上で実行すること。
- (4) 受託者は、山梨県情報セキュリティ基本方針等の見直しが行われた場合、その内容に準拠すること。
- (5) 受託者は、情報セキュリティの侵害及びそのおそれがあることを発見した場合、速やかに山梨県に報告すること。
- (6) 情報セキュリティ対策に関して、山梨県が受託者に履行状況の報告を求めた場合、速やかに応じること。なお、契約締結時には、契約書別記1様式「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」を本県に提出すること。また、これらの状況に変更があった場合には、速やかに山梨県に提出すること。
- (7) 受託者は、情報セキュリティ対策が不十分な場合、山梨県の求めに応じ、山梨県と協議を行い、合意した対応を実施すること。

1 1. 2 機密保持

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、山梨県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、次のアからオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ア 山梨県から取得した時点で、既に公知であるもの
 - イ 山梨県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ウ 法令等に基づき開示されるもの
 - エ 山梨県から秘密でないと指定されたもの
 - オ 第三者への開示又は本業務以外の目的で利用することにつき、事前に山梨県と協議の上、承認を得たもの
- (2) 受託者は、山梨県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、本業務に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る山梨県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、山梨県から貸与されたものについては、検収後1週間以内に山梨県に返却するものとする。

11.3 知的財産権の帰属等

- (1) 本業務に関し作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、受託者が本業務以前より権利を保有していた等の明確な理由により、本業務に係る契約時等にあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外、山梨県が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、全て山梨県に帰属するものとする。また、山梨県は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法（昭和45年法律第48号）第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本業務に係り発生した権利については、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本業務に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用を負担するとともに使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、事前に山梨県へ報告し、承認を得ること。
- (5) 本業務に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (6) 著作権以外の知的財産権について、本調達で発生した権利は、原則、山梨県に帰属することとし、第三者が有する知的財産権を利用する場合は、受託者の責任において解決すること。ただし、山梨県から提供するものは除く。

11.4 業務の再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。
ただし、受託者が、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について申請し、山梨県が承認した場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。
- (3) 受託者は、再委託の相手方に対して、本仕様書「11.1 情報セキュリティ要件」、「11.2 機密保持」及び「11.3 知的財産権の帰属等」を含め、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (4) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保

に努めるものとする。

- (5) 受託者は、山梨県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について山梨県に対し報告し、また山梨県が自ら確認することに協力するものとする。
- (6) 受託者は、山梨県が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、山梨県の承認を得るものとする。

1 1. 5 契約不適合責任等

検収完了後に、本業務について本仕様書との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受託者の責任、負担において、山梨県と協議の上、契約書第24条の規定により迅速に当該契約不適合に係る履行の追完等を行うものとする。なお、履行の追完を実施した際には、書面にて山梨県に報告を行うこと。

1 1. 6 遵守事項

- (1) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (2) 山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規定を遵守すること。

1 1. 7 特記事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、山梨県と受託者が協議の上、別に定めることとする。
- (2) 本業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (3) 受託者はやむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ山梨県と協議の上、承認を得ること。

概略スケジュール

【契約後 14 日以内】

- ・ 業務計画書の提出

【令和 4 年 10 月中旬～令和 5 年 2 月中旬】

- ・ 企画書の提出
- ・ ウェブサイト設計書の提出
- ・ 調達機器等一覧の提出
- ・ 運用保守作業計画書の提出

【令和 5 年 3 月 1 日】

- ・ ウェブサイトの運用開始

【令和 5 年 3 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日】

- ・ 保守業務